

研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2006～2008
課題番号：18530066
研究課題名（和文）裁判所・ADR機関の連携と役割分担に関する一考察—家庭事件を中心に
して
研究課題名（英文）A study on collaboration of court with ADR-system in family cases

研究代表者
大橋 眞弓（OHASHI MAYUMI）
明治大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：80211803

研究成果の概要：

(1) 法制度の分析と運用に関する国内実証調査研究

家庭裁判所、家事調停法制、参与員制度、遺産分割制度等の基本的な制度・運用に関する文献研究に重点を置き、その上で、家庭裁判所、家事調停委員、ADRの運用研究と取り組んだ。

まず、2004年度・2005年度のADRの利用状況等の現状を調査した。併せて、家事調停手続と人事訴訟手続の関係をどのように把握すべきか（両手続をどの程度連続的に把握できるか）について研究を進めた。さらに、家庭裁判所の非訟事件手続である家事審判手続について、民事訴訟手続・人事訴訟手続と対比させながら、その特質を分析した。

(2) 家庭事件に関する紛争処理制度の比較法研究

法整備が進展しているドイツ法の調査・研究を行った。ドイツではコンスタンツ市に2週間滞在し、ADR機関の担当者等実務家との面談及び文献収集を行った。具体的な実態調査は以下の通りであった。

ドイツの家庭事件に関するADR機関の多様性を明確にして、一般市民にもよく知られ、利用実績も多いことを明らかにした。併せて、プロファミリアの特徴を分析した。これと比較して、日本における家庭事件の解決では、裁判所以外の紛争解決機関は、ほとんど機能していないことを指摘した。

(3) 日本の家庭事件の紛争解決システムとしての家庭裁判所研究

家庭事件について家庭裁判所が関与する場合として、人事訴訟・家事調停・家事審判の3類型があるが、人事訴訟と家事審判について考察を行った。

家事審判に関しては、「民事訴訟手続の審理原則を家事審判手続にも可能な限り及ぼすことにより、手続の透明性・公平性をもたらすことができる」と考え、民事訴訟と同様に、当事者の申立てが一定の範囲で裁判所を拘束するとの結論を導き出した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	800,000	0	800,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	450,000	2,750,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：ADR、家庭裁判所、人事訴訟、家事調停、家事審判

1. 研究開始当初の背景

家族・親族に関する事件や紛争（以下、「家庭事件」という）は、当事者間の話し合いにより解決されるケースを除いては、ほとんどが家庭裁判所で対処され、その解決が試みられる。裁判所以外での機関が事件・紛争の対応に当たることは極めて稀である。

しかし、家庭裁判所でしか解決できない事件（例えば親権者が死亡した場合に未成年者に後見人を付する場合など）、あるいは、家庭裁判所での解決が相応しい事件（例えば、親族間の感情がこじれた場合の遺産分割事件など）の他に、裁判所では対応が困難なもの（例えば、長期間にわたって、当事者の感情の変化に沿うように柔軟に対応していくのが望ましいケース — 子供の感情の安定を見ながら同居していない親との関係を築くような面接交渉の事例など）がある。また、一般市民にとって、「裁判所での事件解決」は不安があり、心理的障壁が高いので、その不安を取り除くための相談機関があると有用であろう。

家庭事件の解決のために裁判所以外にどのような紛争解決があるのか、その機関と裁判所がどのように連携したら、それぞれの事件・紛争類型に相応しい解決をすることが可

能となるのか。実務上の工夫を紹介しながら、紛争解決システム全体の再検討をとおしたいと考えた次第である。

2. 研究の目的

本研究の目的としたところは、次の諸点である。

(1) 本研究は、家庭事件を中心にして、裁判所とADR機関との連携及び役割分担を考察するものことを目的とした。ADRには多様なものがあるが、裁判所以外の紛争解決機関（これを「ADR機関」という）の果たす役割は決して小さくない。そこで裁判所とADR機関がそれぞれの適性を活かし、「事件・紛争の類型や具体的状況にふさわしい紛争解決手続」を社会全体として構築していくことが今後の課題である。本研究では、事件類型を「家庭事件」に絞り、実務上の工夫を紹介しながら、多様な紛争解決手続の一つとして「裁判所と裁判所外のADR機関の連携と役割分担」を検討した。

(2) 本研究では、事件類型を「家庭事件」に絞り、実務上の工夫を紹介しながら、多様な紛争解決手続の一つとして「裁判所と裁判所外のADR機関の連携と役割分担」を検討し

た。

(3) 平成 16 年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」が制定され、裁判によらない紛争解決手続の充実が求められている。この法律の課題を明確化する、各論研究として、家庭事件を素材にした研究を進めた。

3. 研究の方法

本研究を行うにあたって採った方法が次のものである。

(1) 法制度の分析と運用に関する国内実証調査研究

ADR 促進法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）が 2004 年 11 月に成立し、2007 年 4 月より施行された。これを受けて、2004 年度・2005 年度の ADR の利用状況等の現状を調査した。

(2) 家庭事件に関する紛争処理制度の比較法研究

法整備が進展しているドイツ法の調査・研究を行った。ドイツではコンスタンツ市に 2 週間滞在し、ADR 機関の担当者等実務家との面談及び文献収集を行った。

(3) 日本の家庭事件の紛争解決システムとしての家庭裁判所研究

人事訴訟と家事審判について、法律解釈面から、考察を行った。人事訴訟に関しては、人事訴訟がいかなる点において通常民事訴訟とは異なるのかについて、処分権主義の適用、弁論主義の適用、判決の効力についての特則、公開停止の制度等の観点から考察を進めた。

4. 研究成果

(1) 法制度の分析と運用に関する国内実証調査研究

裁判所内で実施される司法型 ADR についてはよく利用されていると評価できる（2005 年

の既済事件数を例にとると、裁判上の和解が 15 万件以上、民事調停約 33 万件、家事調停約 30 万件である）。しかし、行政機関や独立行政委員会等で行う行政型、及び弁護士会や民間組織の行う民間型は利用数が少ない。日本における ADR の利用状況と問題点をまとめ、2006 年 9 月に熊本で実施された国際シンポジウム「日中韓における ADR の制度と実態」で報告を行い、中国・韓国の研究者とも意見交換をすることができた。

婚姻関係、及び親子関係（実親子関係と養親子関係）の形成・確認を行う人事訴訟手続は、家庭裁判所が管轄権を有するが、訴訟の前に家事調停手続を経る必要がある（調停前置主義）。そこで、家事調停手続と人事訴訟手続の関係をどのように把握すべきか（両手続をどの程度連続的に把握できるか）について研究を進めた。研究成果は、「家庭紛争に関する裁判外紛争解決システム」として公開した（『法化社会と紛争解決』所収）。

家庭裁判所の非訟事件手続である家事審判手続について、民事訴訟手続・人事訴訟手続と対比させながら、その特質を分析した。家庭に関する諸問題に対処する裁判所以外の機関（家庭問題情報センター）について、利用状況はどうか、いかなる点で裁判所との連携が可能であるか、その際の問題点は何か等について検討した。

(2) 家庭事件に関する紛争処理制度の比較法研究

具体的な実態調査は以下の通りであった。

ドイツの家庭事件に関する ADR 機関に関しては、種々のものが存在する。具体的には、半官半民の機関であるプロファミリア（Pro Familia）、教会系の相談機関、純然たる私的な相談・調停機関である。なかでもプロファミリアはドイツ全土で 200 カ所程度置かれ、一般市民にもよく知られ、利用実績も

多い。

プロファミリアには、次のような特徴が認められる。①多様な専門（法律学、心理学、社会学、医学、及び性に関する問題）のスタッフを擁し、互いの連携により相談・解決にあたっていること、②一般市民にその存在を知らしめるような広報活動（各種イベントへの参加、地域のミニコミ誌への広告等）を行っていること、③近年、インターネットでの相談活動を実施しており、これにより、利用者が匿名でかつ無料で相談することが可能となったこと、④調停の際には、訓練を受けた専門スタッフが担当していること、⑤州（ラント）等の補助金はその活動を支えていること等である。

これに対して、日本における家庭事件の解決を見ると、裁判所以外の紛争解決機関は、ほとんど機能していない。勿論、日本の家庭裁判所による解決システムにも、多くの利点がある。しかし、他方で、①当事者の感情をケアできない、②当事者がどのように対応すべきか迷っている段階での「相談」業務は予定されていない、③当事者に「心理的な障壁」がある場合が多い等の限界がある。

(3) 日本の家庭事件の紛争解決システムとしての家庭裁判所研究

人事訴訟は、民事訴訟の特別な類型の一つであるが、通常民事訴訟と異なり、婚姻関係・親子関係といった基本的身分法秩序の形成・確認を行うため、実体的真実に合致することが要請されている。そのため、人事訴訟においては、通常民事訴訟とは異なった規律のもとに審理判断される。人事訴訟がいかなる点において通常民事訴訟とは異なるのかについて、処分権主義の適用、弁論主義の適用、判決の効力についての特則、公開停止の制度等の観点から考察を進め、「人事訴訟の論点」という論稿にまとめた。

家事審判は、非訟手続であるため、訴訟手続とは異なり、家庭裁判所が後見的立場から審理判断を行うという職権主義的な手続であると理解されてきた。しかしながら、家事審判手続においても、事件の性質に反しない限り、利害関係を有する当事者に対して手続に関与する機会を与える等の取扱いをする必要性が以前から指摘されてきた（当事者主義的運用）。「民事訴訟手続の審理原則を家事審判手続にも可能な限り及ぼすことにより、手続の透明性・公平性をもたらすことができる」と考え、民事訴訟と同様に、当事者の申立てが一定の範囲で裁判所を拘束すると結論を導き出した。具体的な事件において、裁判所をどのように拘束するかについては、「家事審判手続と『審判物概念』」において考察した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 1 件）
大橋眞弓「人事訴訟の争点」民事訴訟法の争点（2009年）24—25頁（査読無し）

〔学会発表〕（計 0 件）

〔図書〕（計 4 件）
（1）大橋眞弓「家事審判手続と『審判物』概念について」伊藤眞他編『民事手続法学の新たな地平』所収（有斐閣、2009年）21—43頁

（2）大橋眞弓「乙類審判の審理手続をめぐる諸問題」梶村太市他編著『新家族法実務大系5』所収（新日本法規、2008年）258—272頁

（3）梶村太市他編著（著者：梶村太市、大橋眞弓他）『家事事件手続法第2版』（有斐閣、2007年）355—425頁

（4）大橋眞弓「家庭紛争に関する裁判外紛争解決システム」吉田勇編『法化社会と紛争解決』所収（成文堂、2006年）172—192頁

〔産業財産権〕
○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

[その他]

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大橋 眞弓 (OHASHI MAYUMI)

明治大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：80211803

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし